

資 料 編

1 もりおか子ども育成プラン「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画」の策定経過等

平成 21 年 1 月 9 日 ~ 2 月 9 日	盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査, 父子家庭に関するニーズ調査の実施
平成 21 年 5 月 15 日	第 1 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成 21 年 5 月 25 日	第 2 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長へ諮問書提出
平成 21 年 8 月 19 日	第 3 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成 21 年 10 月 27 日	「ワーク・ライフ・バランス」に関する意見交換会
平成 21 年 11 月 27 日	第 4 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成 21 年 12 月 24 日	政策形成推進会議
平成 22 年 1 月 5 日 ~ 1 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 22 年 1 月 9 日,	
1 月 13 日 ~ 1 月 15 日	盛岡市次世代育成支援行動計画意見交換会
平成 22 年 2 月 1 日	第 5 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成 22 年 2 月 4 日	盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長から答申書提出
平成 22 年 2 月 8 日	庁議付議
平成 22 年 2 月 12 日	市長決裁

2 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

盛岡市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 審議会は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して召集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会が法第8条第2項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

(審議会の議決の特例)

第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員

	氏 名	所属団体等・役職名
会 長	雫 石 礼 子	岩手県立大学名誉教授
職務代理者	佐々木 政 弘	盛岡市保育所協議会会長
委 員	小笠原 洋 子	盛岡市小学校長会
委 員	金 濱 誠 己	盛岡市医師会理事
委 員	鎌 田 まき子	盛岡市子ども会育成会連絡協議会会長
委 員	坂 本 洋	岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会会長
委 員	西 山 麻由美	子育てサークル「どろんこキッズ」代表
委 員	野 崎 智恵子	盛岡市社会福祉施設連絡協議会
委 員	晴 山 ゆかり	盛岡商工会議所青年部理事
委 員	米 田 ハツエ	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長
委 員	松 浦 哲 也	公募委員
委 員	八重樫 恵 子	盛岡市学童保育連絡協議会指導員部会部会長

3 盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の趣旨及び目的

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画の策定に向けて、子育て支援に関する市民の生活実態や要望、意見などを把握するために実施した。

(2) 調査の概要

① 調査対象

- ・就学前児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した就学前児童(0～5歳)の保護者 1,197 人(対象世帯の約1割)
- ・就学児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した就学児童(6～11歳)の保護者 1,278 人(対象世帯の約1割)

② 実施時期

平成21年1月9日から2月9日

③ 有効回答数

- ・就学前児童調査：627(回収数712(無効85) 回収率59.48%)
- ・就学児童調査：624(回収数747(無効83) 回収率58.45%)

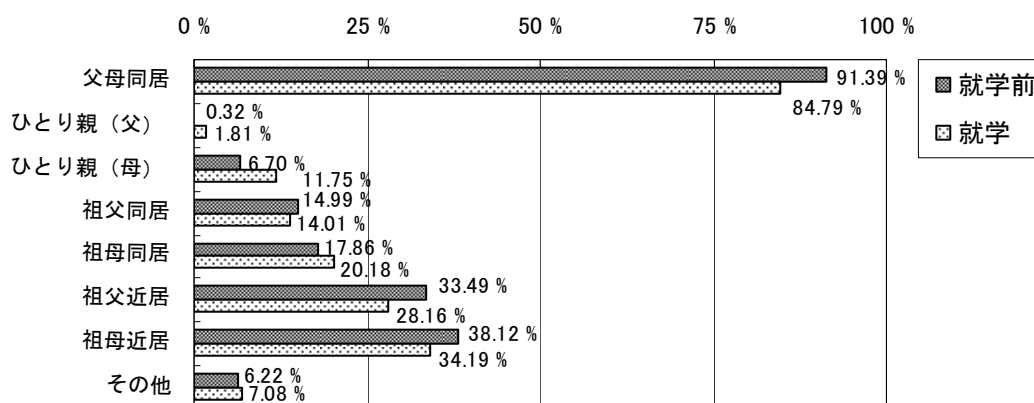
④ 調査方法

抽出した調査対象者に、郵送により調査票を配布し、回収した。

(3) 調査結果の概要

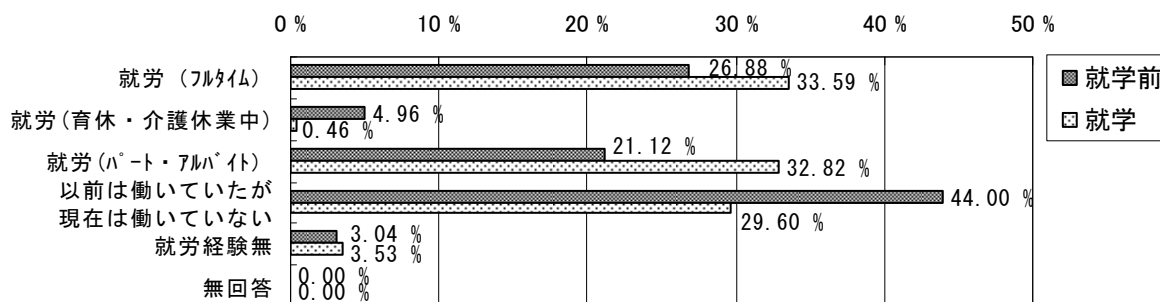
① 子どもと父母・祖父母との同居，近居(概ね30分以内で行き来できる範囲)の状況

子どもと父母・祖父母との同居等の状況は，就学前児童，就学児童とも「父母同居」が大勢を占めている。「祖父同居」は14%前後，「祖母同居」は20%前後にとどまっており，「祖父近居」，「祖母近居」は30%前後となっている。



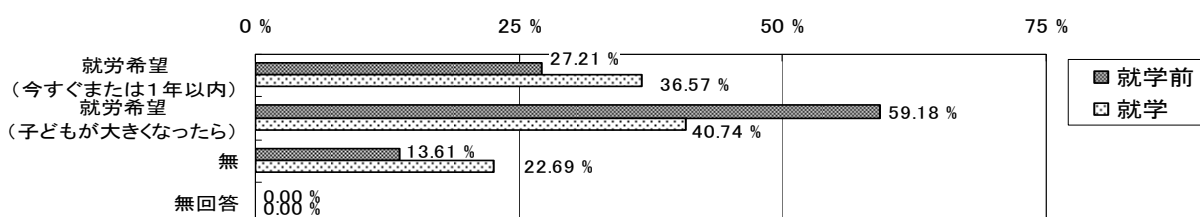
② 母親の就労状況

母親の就労状況は，「以前は働いていたが現在は働いていない」の比率が就学前児童の方が高くなっている。「就労(フルタイム)」，「就労(育休・介護休業中)」，「就労(パート・アルバイト)」を合計すると，就学前児童が52.96%，就学児童が66.87%となり，就学児童の母親のほうが就労している比率が高い。



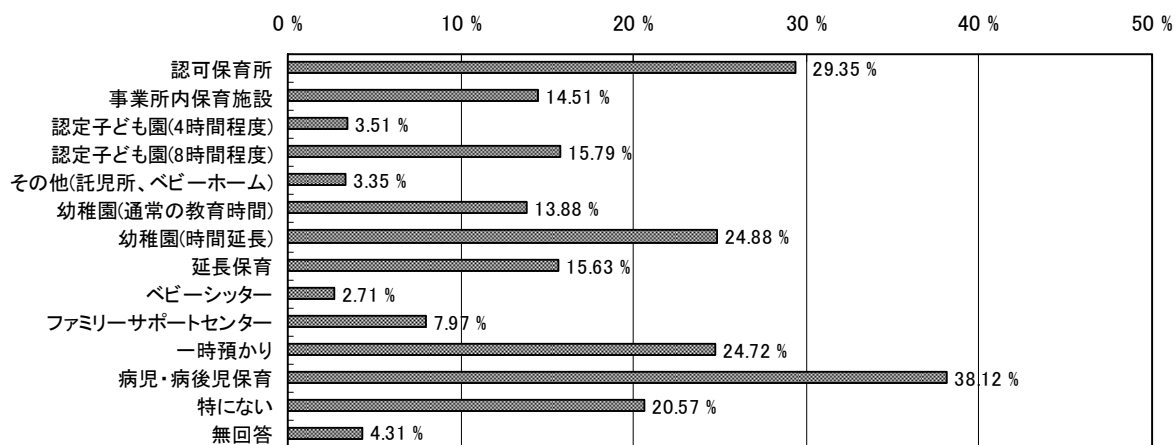
③ 就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望については，「就労希望(今すぐ又は1年以内)」と「就労希望(子どもが大きくなったら)」を合計すると，就学前児童，就学児童ともに8割前後の母親が将来的には就労を希望しており，特に就学児童の母親は3割以上が早期の就労を希望している。



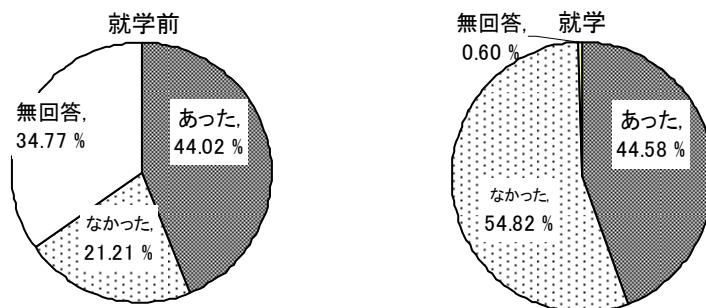
④ 今後利用したい保育サービス

「病児・病後児保育」が38.12%と最も多く、次いで「認可保育所」が29.35%「幼稚園(時間延長)」が24.88%、「一時預かり」が24.72%となっている。



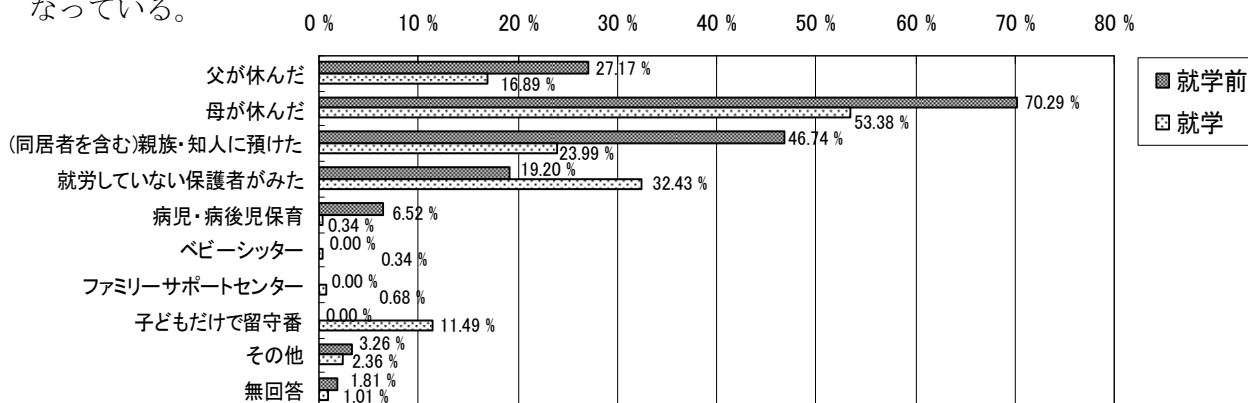
⑤-1 病児・病後児保育について

この1年以内に子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかったり、学校を休まなければならないことはあったかたずねたところ、就学前、就学ともに半数近くの保護者が「あった」としている。



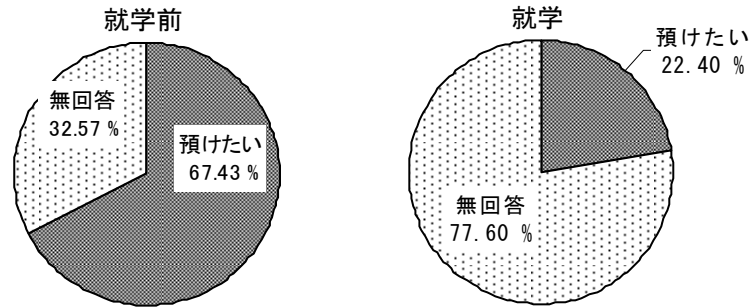
⑤-2 病児・病後児保育について

子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかったり、学校を休まなければならなかったときの対処方法については、就学前児童、就学児童ともに「母親が休んだ」が最も多くなっている。



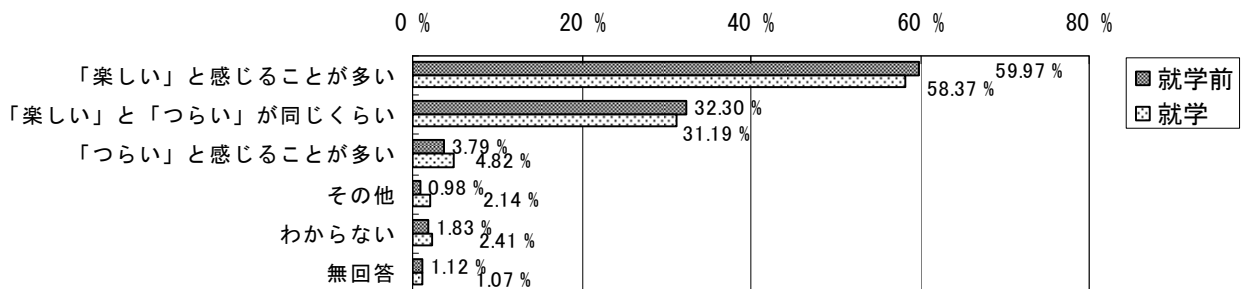
⑤-3 病児・病後児保育について

子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかったり、学校を休まなければならなかったときに「父母が休んだ」「親族・知人に預けた」場合について、できれば施設に預けたいかたずねたところ、就学前児童で「施設に預けたい」との希望が7割近くとなった。



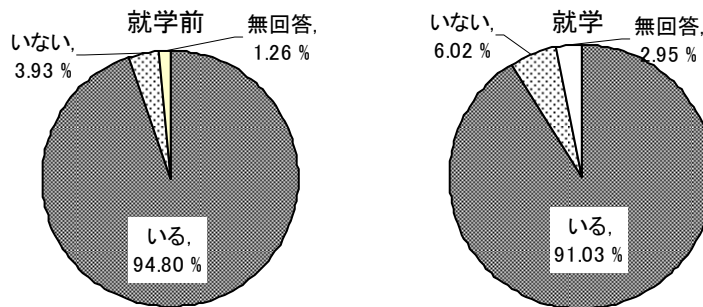
⑥ 子育てを「楽しい」と感じるか「つらい」と感じるか

就学前、就学ともに「楽しい」と感じることが多いが最も多くほぼ6割を占める。「楽しい」と感じることと「つらい」と感じることが同じくらい」と「つらい」と感じることが多い」を合わせると、ともに約36%が、子育てをつらいと感じることがあり、何らかの負担感を持っている。



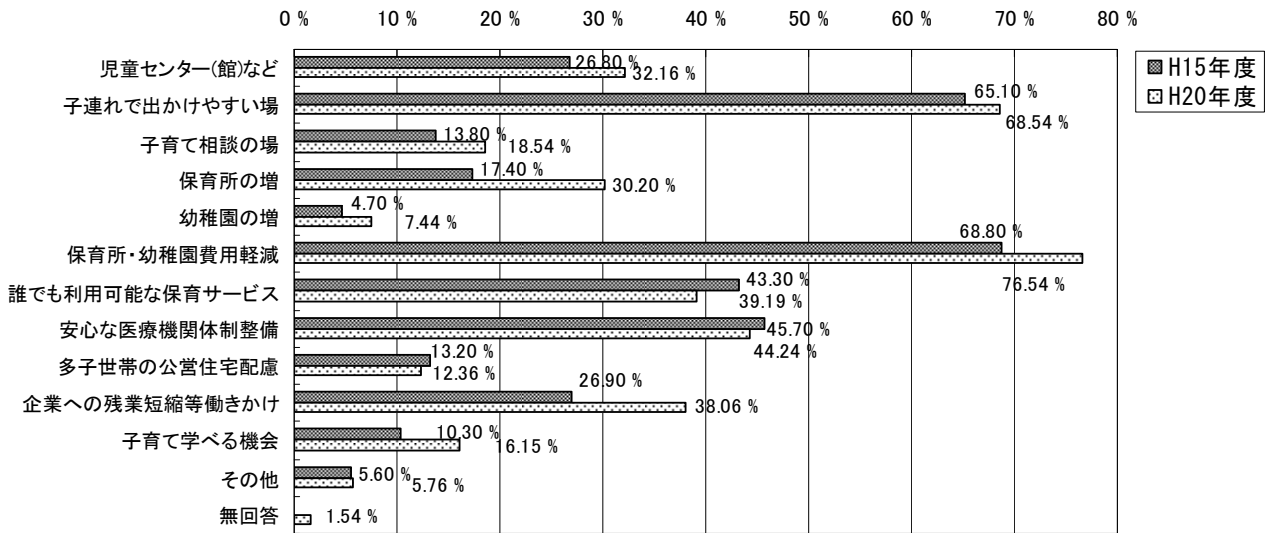
⑦ 子育てについて気軽に相談できる人はいるか。

就学前、就学ともに「いる」が90%を超えた。



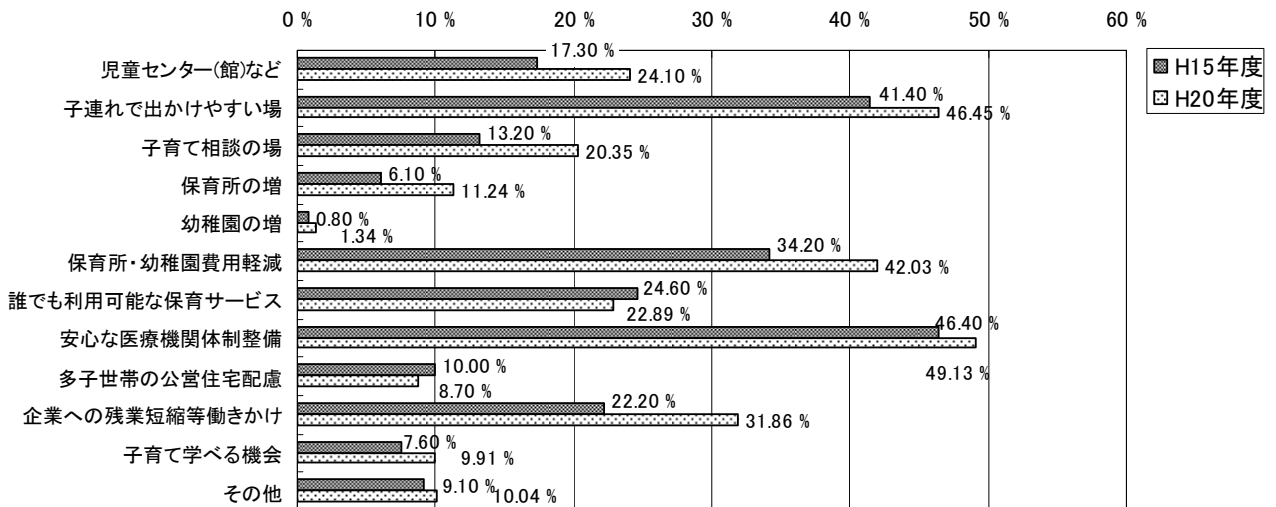
⑧-1 市に望む子育て支援（就学前児童）

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むかについて、平成15年度調査の結果と比較すると、就学前児童では「保育所の増」が17.4%(H15年度)から30.20%(H20年度)と1.7倍に増えている。また、「企業への残業短縮等働きかけ」は26.90%(H15年度)から38.06%(H20年度)と1.4倍に増え伸びが目立っている。



⑧-2 市に望む子育て支援（就学児童）

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むか、平成15年度調査の結果と比較すると、就学児童では、「企業への残業短縮等働きかけ」は22.20%(H15年度)から31.86%(H20年度)と1.4倍に増え伸びが目立っている。また、「保育所・幼稚園費用軽減」が34.20%(H15年度)から42.03%(H20年度)に1.2倍に増えている。



4 父子家庭に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の趣旨及び目的

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画の策定に向けて、子育て支援に関する父子家庭の生活実態や要望、意見などを把握するために実施した。

(2) 調査の概要

① 調査対象

児童手当の受給者のうち、受給者が父親で、かつ認定請求書に配偶者なしと記載した者
110人

- ・就学前児童調査 : 27人
- ・就学児童調査 : 83人

② 実施時期

平成21年1月9日から2月9日まで

③ 有効回答数

- ・就学前児童調査 : 15 (回収数 16 (無効 3) 回収率 59.26%)
※なお、回収した有効調査票に、次世代育成支援に関するニーズ調査における父子家庭世帯の調査票(回収数 2)を加えて分析を行った。
- ・就学児童調査 : 36 (回収数 25 (無効 1) 回収率 30.12%)
※なお、回収した有効調査票に、次世代育成支援に関するニーズ調査における父子家庭世帯の調査票(回収数 12)を加えて分析を行った。

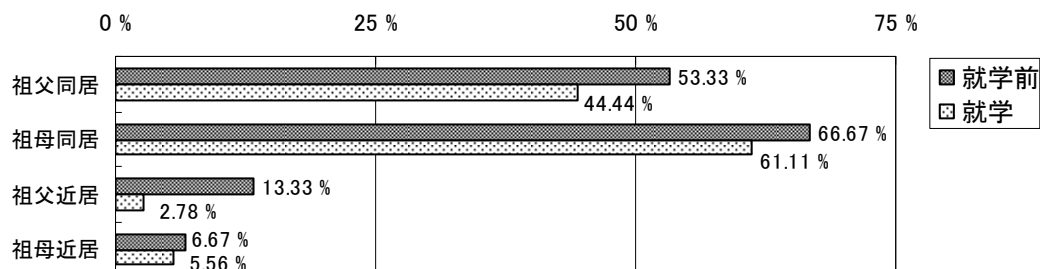
④ 調査方法

抽出した調査対象者に、郵送により調査票を配布し、回収した。

(3) 調査結果の概要

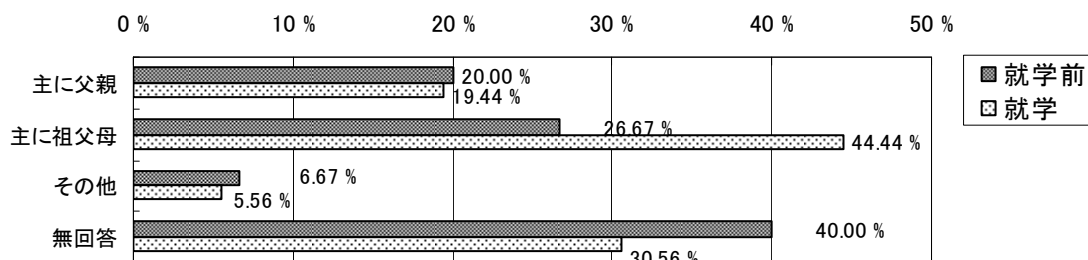
① 子どもと祖父母との同居，近居(概ね30分以内で行き来できる範囲)の状況

子どもと祖父母との同居等の状況は，就学前児童，就学児童とも「祖父同居」が50%前後，「祖母同居」は60%を超えている。



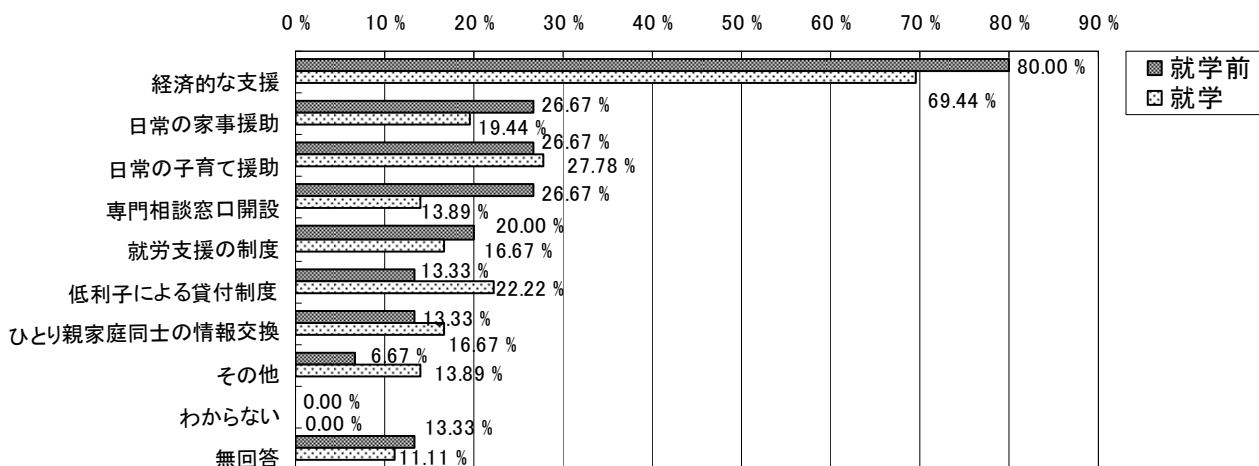
② 子どもの身の回りの世話を主にしている方は

子どもの身の回りの世話をしているのは「主に祖父母」が最も多く，祖父母の援助が大きな助けとなっている状況がうかがえる。



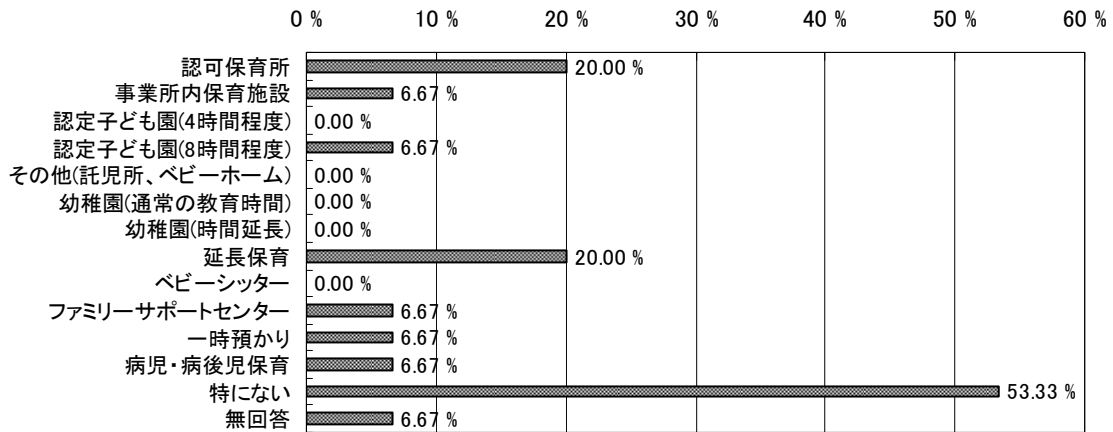
③ 父子家庭にどのような支援の充実を望むか

就学前児童，就学児童ともに「経済的な支援」が最も多い。



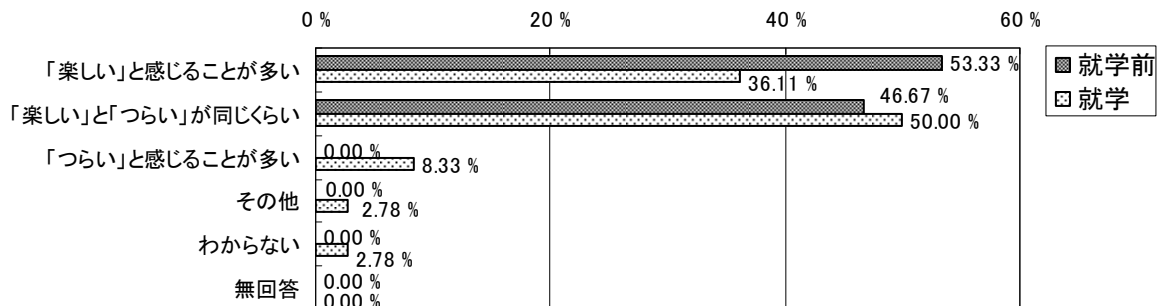
④ 今後利用したい保育サービス（就学前児童）

「特にない」が53.33%と最も多くなっており、次いで「認可保育所」と「延長保育」に利用希望が集中している。



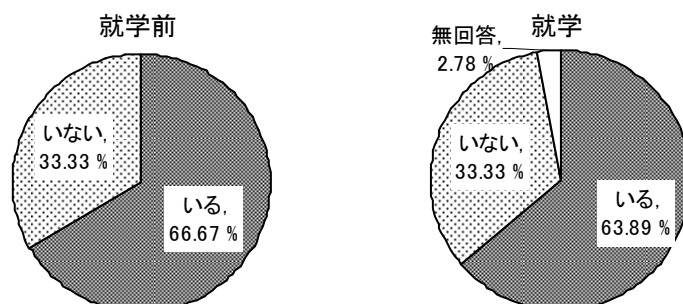
⑤ 子育てを「楽しい」と感じるか「つらい」と感じるか

「「楽しい」と感じる」と「つらい」と感じる事が同じくらい」と「「つらい」と感じる事が多い」を合わせると、就学前、就学ともに50%前後が、子育てをつらいと感じることがあり、何らかの負担感を持っている。



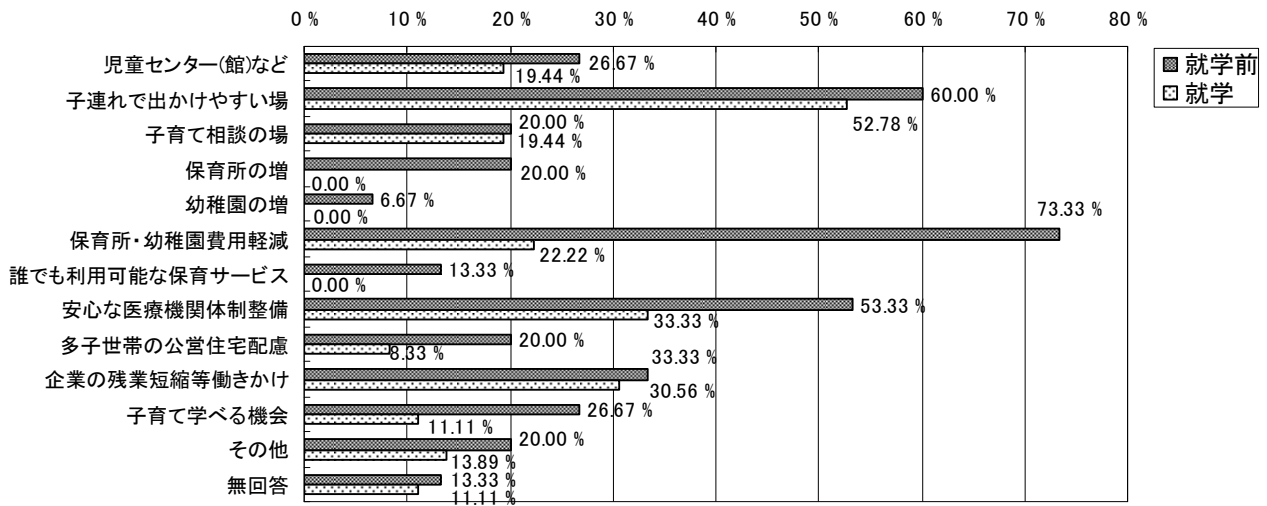
⑥ 子育てについて気軽に相談できる人はいるか

就学前児童、就学児童ともに「いる」が60%を超えているが、一方で「いない」が約30%を占めており、およそ3人に1人は相談する人がなく、孤立している状況がうかがえる。



⑦ 市に望む子育て支援

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むかについて、就学前児童では「保育所・幼稚園費用軽減」が最も多く、「子連れで出かけやすい場」は、就学前児童、就学児童ともに50%を超えている。「安心な医療機関体制整備」は就学児童よりも就学前児童において、より比率が高くなっている。



5 用語集

文中で^(※)印の標記がある用語について解説します。

〔あ行〕

あんしん賃貸支援事業

高齢者，障害者，外国人，子育て世帯の入居を受け入れるとして登録された民間賃貸住宅について，情報提供や居住支援を行うことにより入居をサポートするもの。あんしん賃貸住宅（受け入れ可能な民間賃貸住宅），協力不動産店（あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介業務を行う事業者），居住支援を行うNPO等の民間団体（支援団体）が都道府県等に登録する。市町村は支援団体との協定を締結するほか相談に応じている。

〔か行〕

グラウンドワーク公園整備事業

地域住民と企業と行政が協力して公園を整備する事業。地域住民が主体となって行政とともに公園の計画づくりを行い，整備に必要な資材等は賛同した企業等から提供を受ける。地域が望んでいる公園整備が実現できるとともに整備費用を軽減できるなどのメリットがある。

子育て短期支援事業

保護者が病気，育児疲れ，冠婚葬祭等の都合で一時的に児童を養育することが困難となった場合に，児童養護施設等において一定期間児童を養育・保護するもの。利用時間帯や日数によりショートステイとトワイライトステイの2つの利用の仕方がある。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

少子化の進行が進む中で，「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において，結婚や出産，子育てに関する国民の希望と現実の乖離に着目し，希望を実現するためには何が必要かについて平成19年12月にとりまとめられた。

この中で，就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現と，それを支えるための社会的基盤の整備としての「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進める必要があるとされている。

〔さ行〕

ショートステイ

子育て短期支援事業の実施区分の一つで、保護者が病気、育児疲れ、冠婚葬祭等の都合で一時的に児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において一定期間児童を養育・保護するもの。原則として7日間までの利用期間としている。

自園型の病児・病後児保育（体調不良児対応型）

保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を実施する保育所において児童を預かる事業。対象となる児童は、当該保育所に通所中の児童。

児童館・児童センター

児童福祉法に基づく児童の厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、その健康の増進と情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びやスポーツ、工作、音楽などの健全育成活動のほか、母親クラブの育成が行われている。その設備の内容等の違いにより児童館もしくは児童センターの種別がある。

児童遊園

児童の健全育成を図るための児童厚生施設。児童館が屋内型の施設であるのに対し、児童遊園は屋外型である。標準的な設備としてブランコ、砂場、滑り台などの遊具などが設置されている。本市には、3カ所の児童遊園がある。

児童養護施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。3歳以上の保護者のいない児童や虐待されている児童などを入所させて養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。（3歳未満の児童は乳児院へ入所）

「健やか親子21」

21世紀の母子保健の主要な取組を提示し、次世代を健やかに育てる基盤とするためにまとめられた、母子保健の国民運動計画。2001年から2010年までを計画期間としている。

潜在的ニーズ

次世代育成支援に係る後期行動計画の策定にあたり、行動計画策定指針（平成21年3月23日告示）において、保育サービス等の目標を定める際は、女性の就業率の上昇に伴う潜在的なニーズを把握しつつ達成されるべきサービス量を定めることとされた。

〔た行〕

待機児童

認可保育所に入所することを希望し、入所資格を有しかつ入所申込が提出されているにもかかわらず、当該市区町村域内の保育所の施設定員を超過する等の理由で入所ができない状態にある児童をいう。

地域子育て支援拠点事業（センター型）

保育所等において、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て親子への交流の場の提供や子育て等の相談・援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施をするほか、地域に出向いて地域支援活動を実施する。

地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

公共施設のスペースや、商店街の空き店舗等を利用して常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽につどい、語り合い、相互に交流を図る場を提供する。また、子育て等の相談・援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

特定 14 事業

平成 15 年 7 月の児童福祉法改正により、市町村が実施に努めることとされた事業で、地域において子育てを支援するために特に重要な 14 事業。前期行動計画策定の際に、目標事業量を掲げ取組むこととされた。14 事業は、通常保育事業、延長保育事業、一時保育事業（一時預かり事業）、特定保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（病時・病後児保育事業）、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、地域子育て支援センター事業（地域子育て拠点事業(センター型)）、つどいの広場事業（地域子育て拠点事業(ひろば型)）

トワイライトステイ

子育て短期支援事業の実施区分の一つで、保護者が仕事等の都合で平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において一定時間児童を養育・保護するもの。利用できる時間帯は放課後から 22 時まで、22 時以降翌朝まで、休日の日中 8 時間程度の 3 つの利用区分としている。

〔な行〕

入所率

保育所及び幼稚園の定員数を分母とし、実際に入所している児童数を分子として百分率で表した数値。

入所枠の緩和措置

保育所は、従来定員を超えて入所させることは禁止されていたが、保育所が不足気味の地域において、年度の途中に緊急に入所が必要になったとき、一定の条件の下に定員を超えて入所させることができ、かつ、運営費を支弁することができるような特別措置が講じられているもの。

認可保育所

児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設をいう。認可に際しては、各児童福祉施設最低基準に適合している事が条件となる。

認定こども園

就学前の子どもについて、教育、保育、子育て支援を一体として捉え、総合的な提供を推進するための新たな枠組み。幼稚園や保育所が両者の機能を備え認定基準を満たした施設を、認定こども園として都道府県が認定する。認可幼稚園が認可保育所と連携して運営を行う幼稚園連携型や認可幼稚園が保育所的な機能を備える幼稚園型、保育所が幼稚園的な機能を備える保育所型、幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が必要な機能を備える地方裁量型の4タイプがある。

〔は行〕

放課後子ども教室

放課後子ども教室推進事業において、小学校区に、放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、住民との交流活動などの取り組みを行う。

放課後子ども教室推進事業

小学校区において放課後子ども教室を開設し、放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の人達の参画により、勉強やスポーツ、文化活動、住民との交流活動などを行い、子どもたちの心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

放課後児童クラブ

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象に、遊びを中心とした活動を通じた生活指導を行う施設。本市では地域児童クラブ、学童クラブとも呼ばれている。

放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

〔わ行〕

ワーク・ライフ・バランス

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現にむけて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられた。この中で、「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきとされた。